

政務活動費 領収書等貼付用紙

1154

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 8 日	支出額	50,993 円
項目	事務費	充当額	45,893 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務機器のリース代		
備考	4 月分		

政務活動費 領収書等貼付用紙

1154

(2/2)

キャッシュサービスご利用
毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 ****
取扱店 48308	お取引日 07-05-08	時刻 15:56
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥50,883	手数料 ¥110
お取引後の残高(円) *****		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 円 円 円		認証 (硬貨) 円

お振込明細またはご案内
お受取人
埼玉りそな銀行
さくらそう支店
普通 1491391
か) アスマリース様

ご依頼人
ヒカマツヤマトオルセイムカットウツムシヨ様

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 080080

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

御中

請求締切日 2025年 4月30日
発行日 2025年 5月 2日

入間営業所



合計 50,883

注) ◇は軽減税率(8%)適用商品 0001-20874-000
登録番号 T4-0300-0102-6748

請求明細書

請求開始日 2025年4月30日
発 行 日 2025年5月2日
お 支 払 日 2025年5月31日

株式会社 東リ

入荷営業所
〒358-0014 埼玉県入間市宮寺2丁目
TEL: 04-2934-6308 FAX: 04-2934-1409
営業担当

請求No. 16925804.001
補助No.

東山徹 政務活動事務所

御中

毎月末引立てに際し庫内勘査し上げます。
下記の通りご請求申し上げますので、よろしくご検取下さい。

前回の請求額	当月ご入金額	繰越額	当月御買上額	消費税等	今回ご請求額	合計ご請求額
		0	48,257	1,626	50,883	50,883

区分	品 名	出庫日	入庫日	使用期間 日 至	終了	日数	数量	単位	単 価	金 額	備 考
1事務所											
貸出	防・消・複合機	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	4/ 1	4/30	30	1	台	月極 7,500	7,500	
貸出	留守番電話機 子機1台付	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	4/ 1	4/30	30	1	台	月極 2,000	2,000	
貸出	シュレッダーA3	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	4/ 1	4/30	30	1	台	月極 9,500	9,500	
貸出	片袖机W1200縦付	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	4/ 1	4/30	30	2	台	月極 550	1,100	
貸出	打合せテーブル1200×750	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	4/ 1	4/30	30	4	台	月極 600	2,400	
貸出	肘付回転椅子	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	4/ 1	4/30	30	2	台	月極 350	700	
貸出	折畳椅子	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	4/ 1	4/30	30	10	台	月極 120	1,200	2F-B扉
貸出	書庫 W900	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	4/ 1	4/30	30	1	台	月極 300	300	
貸出	カウンター書庫 W900	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	4/ 1	4/30	30	1	台	月極 700	700	
貸出	パーテーション900×1900	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	4/ 1	4/30	30	4	台	月極 1,200	4,800	
貸出	冷蔵庫96～100リットル	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	4/ 1	4/30	30	1	台	月極 1,500	1,500	
貸出	消火器10号	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	4/ 1	4/30	30	1	台	月極 450	450	
合 計											

注) ◇は軽減税率(8%)適用商品 0001-20874-000
登録番号 T4-0300-0102-6748



建設機械等レンタル基本契約書

株式会社 東リース

目 次

令和4年4月1日改定

第1条（総則）
第2条（個別契約）
第3条（レンタル期間）
第4条（契約期間）
第5条（レンタル料等）
第6条（基本管理料）
第7条（セーフティサービス料）
第8条（支払期日）
第9条（保証金）
第10条（物件の引渡し、引渡）
第11条（物件の検収）
第12条（損害賠償の制限）
第13条（物件の保守・管理、月次点検）
第14条（物件の検査）
第15条（禁止事項）
第16条（環境汚染物質下での使用禁止）
第17条（通知義務）
第18条（個別契約満了時の措置、物件の返還）
第19条（物件についての損害賠償）
第20条（反社会的勢力等への対応）
第21条（不返還となった場合の損害賠償・措置）
第22条（個人情報利用目的）
第23条（個人情報保護の記録、利用の同意）
第24条（契約解除）
第25条（契約解除の措置）
第26条（中途解約）
第27条（解約損害金）
第28条（秘密の保持）
第29条（連帯保証人）
第30条（情報提供義務）
第31条（公正証書）
第32条（専属的合意管轄）
第33条（駐車違反の場合の処置等）
第34条（マシンコントロール/マシンガイダンス（MC/MG機能の提供の停止等））
第35条（細則）

第1条（総則）

- 1 建設機械、（以下「建設機械等」という。）レンタル基本契約（以下「本契約」という。）は、賃借人を甲、賃貸人を乙、連帯保証人を丙及び丁として、その基本的事項を定める。
- 2 乙は、甲に対し、建設機械等の賃貸借及びこれに基づくサービス（以下建設機械等の賃貸借及びこれに基づくサービスを総称して「レンタル」という。）を提供する。

第2条（個別契約）

- 1 各物件のレンタル契約（以下「個別契約」という。）は、甲及び乙が本契約に基づいて行う。
- 2 個別契約は、甲が、物件名、数量、レンタル期間、物件の使用場所等を明確にして申し込み、乙が承諾することによって成立する。
- 3 個別契約において本契約と異なる事項を定めたときは、個別契約が優先する。
- 4 個別契約に関する事項は、甲及び乙が協議のうえで決定する。

第3条（レンタル期間）

- 1 各物件のレンタル期間は、貸出日（レンタル開始日）から返還日（レンタル終了日）までとする。
- 2 乙の承諾を得たときは、甲は、個別契約に定めたレンタル期間を短縮または延長することができる。

第4条（契約期間）

本契約の有効期間は契約締結日より1年間とし、期間満了2か月前までに、甲または乙が相手方に対して本契約改廃の意思表示をしない場合、本契約は同内容にて自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第5条（レンタル料等）

- 1 甲は、乙に対し、レンタル料、修理費用、販売及び運搬費用等（以下「レンタル料等」という。）を支払う。
- 2 レンタル期間中、物件を使用しない期間または物件使用できない期間があった場合でも、甲は、当該期間のレンタル料等を免れない。
- 3 レンタル料等は、物件の1日8時間以内の稼働を前提とするものであり、1日8時間を超えて物件を稼働した場合、乙は、甲に対し、別途定める追加のレンタル料を請求することができる。

第6条（基本管理料）

甲は、乙に対し、乙が行う点検及びそれに付随する作業の費用として、別途定める基本管理料を支払う。

第7条（セーフティーサービス料）

- 1 甲は、乙の定めるセーフティーサービス制度（以下「セーフティーサービス」という。）に加入することができる。甲がセーフティーサービスに加入した場合、セーフティーサービス内容を承諾したものとし、甲は、乙に対し、セーフティーサービス料を支払う。
- 2 甲がセーフティーサービスに加入し、セーフティーサービス料を支払っていた場合、物件の破損、盗難等があったときでも、甲は乙に対し、乙が定める負担金を支払うことにより、乙に対する損害賠償義務を免れる。ただし、地震、津波、噴火等の自然災害並びに甲の故意または重大な過失による事故等、補償の対象外となる場合、この限りではない。

第8条（支払期日）

- 1 甲は、毎月第1日までに引渡を受けた物件のレンタル料等、基本管理料、セーフティーサービス料を、【当月・第1日・翌々月】末日（金融期間が休日の場合は翌営業日）までに、乙指定の銀行口座に振込む方法により支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。
- 2 甲が本契約及び個別契約に基づき負担する金銭債務の支払を遅延した場合、甲は、乙に対し、日歩4銭の遅延損害金を支払う。

第9条（保証金）

- 1 本契約及び個別契約に基づく甲の債務を担保するため、乙は、甲に対し、乙の定める保証金を請求することができる。
- 2 甲に第24条1項各号の一つに該当する事由が生じた場合、乙は、前項の保証金をもってレンタル料等その他一切の債務に充当することができる。
- 3 本契約が終了し甲が物件を返還した場合、乙は、甲に対し、保証金を返還する。この保証金に利息は付さない。

第10条（物件の引渡し、免責）

- 1 乙は、甲に対し、レンタル開始日に、乙の事業所内において、物件を引き渡す。ただし、甲は、乙に対し、甲が費用を負担することにより、乙の事業所以外の場所において、物件を引き渡すことを請求することができる。

- 2 物件の引渡しのため、乙が甲の現場内に立ち入る場合、乙は、甲の指示に従う。
- 3 乙が甲に対して物件を引き渡した場合、乙は、甲に対し、納品書を交付し、甲は、乙に対し、物件借受書を交付する。
- 4 物件の搬出入、運送、積み降ろし等に伴う事故は、甲が自ら行った場合または甲が乙以外に依頼した場合は甲の責任とし、乙が行った場合は乙の責任とする。
- 5 地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、電力制限、輸送機関事故、交通制限、第三者との紛争、第三者からの妨害その他乙の責めに帰することのできない事由により、物件の引渡しが遅滞し、または引渡しが不能となった場合、乙は、甲に対し、損害賠償義務を負わない。

第11条（物件の検収）

- 1 甲は、物件受領後直ちに、物件の規格、仕様、性能、機能及び数量等について検収し、物件が本契約及び個別契約の内容に適合していることを確認する。
- 2 物件が本契約及び個別契約の内容に適合しない場合、甲は、乙に対し、直ちに通知する。
- 3 甲が前項の通知をしなかった場合、物件が本契約及び個別契約の内容に適合しているものとみなす。
- 4 甲が第2項の通知をした場合、乙は、物件を修理し、または甲に対して代替の物件を引渡す。

第12条（損害賠償の制限）

乙が甲に対して損害賠償義務を負う場合、損害賠償の額は、個別契約におけるレンタル料相当額を上限とする。

第13条（物件の保守・管理、月次点検）

- 1 甲は、物件の引渡しから返還までの間、物件の使用、保管にあたっては善良な管理者として、物件本来の用法、能力に従って使用し、常に正常な状態を維持管理する。
- 2 甲は、物件の使用前には必ず「取扱説明書」を確認し、作業開始前には必ず始業点検を行い、必要な整備を実施する。
- 3 物件の保管、維持及び保守に關する費用は、全て甲の負担とする。
- 4 甲は、自己の責任と負担で物件の月次点検及び自主点検等を行い、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 5 物件の設置、保管、使用により甲が第三者に損害を与えた場合、甲の責任において解決し、乙は一切の責任を負わない。

第14条（物件の検査）

- 1 乙が甲に対してあらかじめ通知した場合、乙は、物件の使用場所において、物件の使用方法及び保管状況を検査することができる。
- 2 甲は、前項の検査に積極的に協力しなければならない。

第15条（禁止事項）

- 1 甲は、次の各号に定める行為をしてはならない。
 - (1) 物件を第三者に譲渡し、または、担保に供すること
 - (2) 物件の操作、取り扱いを有資格者以外に行わせること
- 2 甲は、乙の書面による承諾を得なければ、次の各号に定める行為をしてはならない。
 - (1) 物件に新たに装置、部品、付属品等を装着させ、または既に装着しているものを取り外すこと
 - (2) 物件を改造し、または性能、機能を変更すること
 - (3) 物件を本来の用途以外に使用すること
 - (4) 物件を当初に納入した場所から他へ移動させること
 - (5) 個別契約に基づく賃借権を他に譲渡し、または物件を第三者に転貸すること
 - (6) 物件に表示された所有者の表示や標識を抹消し、または取り外すこと

第16条（環境汚染物質下での使用禁止）

- 1 甲は、放射能、アスベスト等の有害物質、病原体、その他の環境汚染物質等（以下「汚染物質等」という。）の存在する環境下で物件を使用しない。ただし、乙の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 物件に汚染物質等が付着した場合、甲は、汚染物質等の除去、または廃棄処分を直ちに行い、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 3 汚染物質等が付着した物件によって乙または第三者が損害を被った場合、甲が一切の責任を負う。

第17条（通知義務）

- 次の各号に定める場合、甲及び乙は、相手方に対し、速やかに書面により通知する。
- (1) レンタル期間中の物件について盗難、滅失、または損傷が生じたとき
 - (2) 住所を移転したとき
 - (3) 代表者を変更したとき

- (4) 事業の内容に重要な変更があったとき

- (5) レンタル期間中の物件につき、第三者から強制執行、その他法律的・事実的侵害があったとき

第18条（個別契約満了時の措置、物件の返還）

- 1 個別契約満了時、甲は直ちに物件を個別契約で定める場所において返還し、甲が乙に物件を返還した場合、乙は、甲に対し、受領書を交付する。
- 2 物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。
- 3 物件の返還には、甲及び乙の双方が立ち会うものとする。ただし、甲が立ち会うことができない場合、甲は、乙の検取に異議を申し立てることはできない。
- 4 甲は、乙に対し、貸出時の状態にて物件を返還する。返還時に物件に損傷、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において原状に復し、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。

第19条（物件についての損害補償）

- 1 地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、その他原因のいかんを問わず、レンタル中の物件に損傷、滅失、盗難等が発生した場合でも、甲は本契約及び個別契約に定める義務を免れない。
- 2 物件が損傷して乙が修理を行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 3 物件の滅失、盗難等により乙への返却が困難な場合、甲は、乙に対し、物件の再調達価格相当額を支払うものとする。
- 4 事故等により物件に損傷が発生し、その物件の修理額が再調達価格を超える場合、乙は再調達価格を修理代として請求する。
- 5 物件の修理または再調達に時間を要する場合、甲は、乙に対し、修理または再調達に要した期間に相当する補償金を支払う。

第20条（反社会的勢力等への対応）

- 1 甲は、乙に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等横ばうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲は、乙に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な請求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な請求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて乙の信用を損傷し、若しくは乙の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲が次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、何らの催告をせずに、本契約を解除することができる。
- (1) 第1項各号のいずれかに該当したとき
 - (2) 前項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
- 4 前項により乙が本契約を解除した場合、甲は、乙に対し、解除により生じた乙の損害を賠償しなければならない。乙は、甲に対し、解除により生じた甲の損害を賠償する責任を負わない。

第21条（不返還となった場合の損害賠償・措置）

- 1 甲は、乙に対し、甲が物件を返還しないことにより発生した全ての損害を賠償する。
- 2 乙は、個別契約満了または本契約若しくは個別契約の解除にもかかわらず甲が物件を返還しない場合、一般社団法人日本建設機械レンタル協会（以下「レンタル協会」という。）に報告し、不返還者リストに登録するとともに、必要な法的措置をとる。

第22条（個人情報の利用目的）

- 1 乙が、甲及び丙・丁の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりとする。
- (1) 個別契約及び連帯保証契約の締結に際し、甲及び丙・丁に関する本人確認及び審査を行うため

- (2) 物件が不返還になった場合に前条第2項の措置を行うため
- 2 前項に定める目的以外に個人情報を取得する場合、乙は、甲及び丙・丁に対し、あらかじめその利用目的を明示する。
- 3 乙は、東グループにおいて顧客との取引を適切かつ円滑に履行するため、次のとおり甲及び丙・丁の個人情報を東グループ内で共同利用することができる。
- (1) 共同利用する項目
氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日
 - (2) 共同利用する範囲
東グループ各社
 - (3) 利用目的
 - ① 業務上のご連絡をする場合
 - ② 当社が取り扱う商品及びサービスに関するご案内をする場合
 - ③ お客様からのお問い合わせまたはご依頼等への対応をする場合
 - (4) 共同利用の管理責任者
株式会社東ホールディングス

第23条（個人情報の登録、利用の同意）

- 1 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、乙が取得した個人情報が、レンタル協会に7年を超えない期間、登録及び利用されることに同意する。
- (1) 物件使用に関し、甲または丙・丁の違反行為により、その結果乙に行政処分が科せられたとき
 - (2) 物件使用に関し、甲が度重なる行政処分を受けたとき
 - (3) 物件使用に関し、検査機関による検査が開始されたと乙が認識したとき
 - (4) 物件の不返還があったとき
 - (5) レンタル料等の不払い及び支払い遅延があったとき
- 2 前項の情報は、レンタル協会に加入する会員であるレンタル業者により、契約締結の際の審査のために利用される。

第24条（契約の解除）

- 1 甲が次の各号のいずれかに該当する場合、乙は、何らの催告をすることなく本契約及び個別契約を解除することができる。
- (1) 本契約または個別契約に違反したとき
 - (2) レンタル料等、基本管理料、セーフティサービス料、その他乙に対する債務の履行を遅滞したとき

- (3) 自ら振出しまたは引受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき及び支払い不能または支払停止状態に至ったとき
 - (4) 公租公課の滞納処分、他の債務について執行保全処分、強制執行、競売その他の他の公権力の処分を受け、若しくは破産、民事再生、会社更生の手続開始の申立があったとき、または清算に入る等事実上営業を停止したとき
 - (5) 物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、または法令その他で定める物件の使用方法に違反したとき
 - (6) 解散、死亡若しくは制限能力者、または住所・居所が不明となったとき
 - (7) 信用状態が著しく悪化し、またはその恐れがあると認められる客観的な事情が発生したとき
 - (8) レンタル利用に関して、不正な行為（違法行為または公序良俗に違反する行為等）があったとき
- 2 前項により乙が契約を解除した場合、甲は、乙に対し、直ちに物件を返還するとともに、物件返還日までのレンタル料その他一切の債務を支払う。
 - 3 甲に第1項の一つに該当する事由が生じた場合、甲は当然に期限の利益を失い、残存する一切の債務を乙に対して支払う。

第25条（契約解除の措置）

- 1 前条により本契約または個別契約が解除された場合、甲は直ちに物件を個別契約で定める場所において返還し、甲が乙に物件を返還した場合、乙は、甲に対し、受領書を交付する。
- 2 甲が物件を直ちに返還をしない場合、乙は物件の保管場所に立ち入り回収し、損害ある場合、甲はその損害を負担する。
- 3 物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。
- 4 物件の返還には、甲及び乙の双方が立ち会うものとする。ただし、甲が立ち会うことができない場合、甲は、乙の検収に異議を申し立てることはできない。
- 5 甲は、乙に対し、貸出時の状態で物件を返還する。返還時に物件に損傷、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において原状に復し、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 6 物件の返還が完了するまで、甲は、本契約及び個別契約に定められた義務を履行する。
- 7 本契約または個別契約の解除により甲が損害を被った場合でも、乙は、甲に対し、損害を賠償する義務を負わない。

第26条（中途解約）

- 1 個別契約期間中、甲は本契約及び個別契約を解約することはできない。ただし、乙が、相当と認めた場合はこの限りではない。
- 2 前項により本契約及び個別契約が解約された場合、前条の規定を準用する。

第27条（解約損害金）

前二条の規定により物件が返還された場合、甲は、乙に対し、個別契約で定めた違約金を支払う。ただし、個別契約に定めがない場合、甲乙両議のうえ損害金を定める。

第28条（秘密の保持）

甲及び乙は、本契約及び個別契約終了後も、本契約及び個別契約により知り得た一切の情報を第三者に開示してはならない。

第29条（連帯保証人）

- 1 乙は、甲に対し、本契約及び個別契約に連帯保証人を付けることを請求することができる。
- 2 丙及び丁は、甲と連帯して、本契約及び個別契約から生じる甲の一切の債務（以下「主債務」という。）を保証する。ただし、当該保証の極度額は3000万円とする。

第30条（情報提供義務）

丙及び丁は、乙に対し、本契約日までに、甲から次の各号すべてにかかる情報の提供を受けたことを締約する。

- (1) 甲の財産及び収支の状況
- (2) 甲が主債務以外に負担している債務の負担の有無並びにその額及び履行状況
- (3) 甲が主債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及び内容

第31条（公正証書）

乙は、甲及び丙・丁に対し、甲及び丙・丁の負担で、本契約及び個別契約に関する公正証書の作成を請求することができる。

第32条（専属的合意管轄）

本契約及び個別契約に関する甲と乙との紛争については、さいたま地方裁判所川越支部または訴訟のいかににかかわらず所沢簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第33条（駐車違反の場合の処置等）

- 1 レンタル期間中に物件に因し駐車違反があった場合は、甲が自ら駐車違反に係る反則金を納付し、当該駐車違反に伴うレッカー移動・保管等の諸費用（以下「レッカー代等」という。）を負担する。
- 2 警察から乙に対し違法駐車された物件の移動又は引取要請があり、乙がこれに応じて当該物件を移動した場合、乙は甲に対し速やかに通知する。
- 3 前項の場合、乙が当該駐車違反に係る放置違反金又はレッカー代等を負担したときは、甲は、乙が負担した一切の費用を乙に支払う。乙が指定した日までに甲がこれを支払わない場合、乙は当該レンタル個別契約を解除することができ、当該物件を甲に使用させないことができる。
- 4 甲が第1項の駐車違反に係る反則金を所定期間内に納付せず、又はレッカー代等を指定日までに支払わないときは、乙は当該個別レンタル契約を解除することができ、当該物件を甲に使用させないことができる。
- 5 違法駐車により甲が本物件を使用できなかった場合も、レンタル期間及びレンタル料は変更されない。

第34条 マシンコントロール/マシンガイドンス（MC/MG機能）の提供の停止等）

- 1 乙は、次のいずれかの事由に該当する場合は、甲に事前に通知することなく、MC/MG機能の全部又は一部の提供を停止又は中断することができる。
 - (1) 乙の責めに帰すべき事由によらざる本サービス用設備についての障害
 - (2) 甲の設備の故障・不具合等
 - (3) 甲の設備、本サービス用設備の定期点検・緊急点検その他のメンテナンス
 - (4) 電波の障害（電波が届かない又は届きにくい等の事象を含む。）
 - (5) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (6) MC/MG機能の提供に必要な第三者のソフトウェア、サーバその他の設備・権利等の貸与・ライセンス等を乙が受けられなくなった場合
 - (7) 甲による第15条違反その他乙の定める手順・セキュリティ基準等の不遵守
 - (8) その他、乙がMC/MG機能の提供の停止又は中断が必要と判断した場合

- 2 乙は、本サービス用設備について障害があることを知ったときは、速やかに甲にその旨を通知する。

- 3 乙は、本サービス用設備のうち、乙等が保有するものに障害があることを知ったときは、直ちに当該設備の修理又は復旧に努める。

- 4 乙は、本サービス用設備のうち、乙等が保有しないものに障害があることを知ったときは、当該設備を保有する第三者に対し通知するなど合理的な範囲で修理又は復旧に努める。

- 5 前3項のほか、物件のMC/MG機能に不具合が発生したときは、甲及び乙はそれぞれ遅滞なく相手方に通知する。甲及び乙間で協議のうえ、各自の行うべき対応措置を決定した場合、甲及び乙は、それを実施する。

- 6 第1項に定める事由により甲がMC/MG機能を利用することができない状態が生じたときであっても、甲は、乙に対し、個別契約において合意したレンタル料を支払うものとし、これにより甲に生じた損害について乙は一切の責任を負わない。

第35条（補則）

本契約及び個別契約に定めのない事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し解決する。

2024年 4 月 / 日

賃貸人 (乙) 住所 埼玉県入間市新久1 5 7-1

株式会社 東リース

代表取締役 黒米 浩

賃貸人 (甲) 住所

氏名

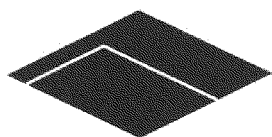
東山 徹

連帯保証人 (丙) 住所

氏名

連帯保証人 (丁) 住所

氏名



株式会社 東リース

政務活動費 領収書等貼付用紙

1155

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 8 日	支出額	5,580 円
項目	事務費	充当額	4,464 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	領収書（上下水道料金）		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

1155

(2/2)

川口市上下水道料金納入通知書兼領収証書 ㊦

川口市西川口6丁目4-13

立石 泰広 様

給水場所：川口市西川口6丁目4-13

令和 7年 3月 8日～令和 7年 5月 7日

令和 7年 5月

水 栓 番 号		今回使用水量	2 m ³
水 道 料 金	3,630 円	(うち消費税(10%)相当額	330 円)
下水道使用料	1,950 円	(うち消費税(10%)相当額	177 円)
合 計 金 額	5,580 円	収納代行DSK電算システム	

上記の金額を領収しました。

川口市上下水道局(水道事業) T6-8000-2000-0323

川口市上下水道局(下水道事業) T7-8000-2000-0322

*金額の訂正のあるもの・領収日付印のないものは無効です。

*この領収証書及びレシートは払込の証拠になりますので、受領後、5年間大切に保管してください。

*スマートフォン決済では領収書は発行されません。

振替口座 00100-3-960642

加入者名 川口市上下水道事業管理者

川口市上下水道事業管理者

250507-4165-062

領収日付印
(収入印紙不要)
25.5.08
川口市上下水道局

(お客様控え)

《納入通知書でのお支払い場所》

【銀 行】 みずほ・りそな・埼玉りそな・群馬・武蔵野・東和・東京スター・大光・きらぼし・八十二・足利

【信用金庫】 埼玉縣・川口・青木・東京・城北・蕨野川・泉鴨

【労働金庫】 中央

【協同組合】 さいたま農業

【ゆうちょ銀行・郵便局】 埼玉県・東京都・千葉県・神奈川県・茨城県・栃木県・群馬県・山梨県

【コンビニエンスストア】 セブンイレブン・ローソン・ファミリーマート・ポプラ・ミニストップ・デイリーヤマザキ・スリーエイト・くらしハウス 生活彩家・MMK設置店・セイコーマート・ハマナスクラブ・ヤマザキデイリーストアー・ヤマザキスペシャルパートナーショップ・ニューヤマザキデイリーストア

【スマートフォン決済アプリ】 *領収書が発行されません。PayPay、auPAY、d払い、FamiPay、PayB、J-CoinPay、銀行Pay、楽天ペイ、楽天銀行コンビニ支払サービス *コンビニエンスストア等の店舗では、原則としてアプリ支払いはできません。

お問い合わせ先
川口市上下水道局お客様センター
第一環境株式会社 川口営業所
〒332-0034
川口市並木3-9-1 第二永新ビル2階
TEL 048-250-3871

政務活動費 領収書等貼付用紙

1156

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 8 日	支出額	2,231 円
項目	事務費	充当額	2,007 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	ガス料金		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

政務活動費 領収書等貼付用紙

1156

(2/2)

25年4月分

ガス料金等振替済のお知らせ

5月8日に税込金額2,231円を領収いたしました。

米屋
TEL:049-235-1855

※本票の額面により、上記の金額（税込）で振替済みの金額が決定いたします。
※本票の額面が異なる場合があります。

政務活動費 領収書等貼付用紙

1180

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 9 日	支出額	16,610 円
項目	事務費	充当額	14,949 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	複合機レンタル代・印刷代（2025 年 5 月 3 月 3 日～4 月 3 日利用分）		
備考			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED]
取扱店 38052	お取引日 07-05-09	時刻 13:42
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥16,500	手数料 ¥110
お取引後の残高(円) *****		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		硬貨 認証 円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人

埼玉りそな銀行
桶川支店
普通 4672325
カ) フォルテホールディングス様

ご依頼人

カネコウタセイムカット"ウツ"ムシヨ様

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 090004

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

複写機賃貸借契約書

賃貸人 株式会社フォルテホールディングス（以下「甲」という）、賃借人 金子裕太（以下「乙」という）は、次のとおり、複写機の賃貸借契約書を締結する。

第1条 甲は、乙に対し、甲が所有する下記の1台（以下「貸借物件」という）を賃貸し、乙はこれを借り受ける。

- 1、製造者 SHARP
- 2、機種名 MX3140FN
- 3、製造番号 5500242900
- 4、特記事項

第2条 賃貸期間の定めは、次のとおりとする。
令和5年5月1日から 令和9年4月末日

第3条 賃料は、次のとおりとする。
月額15,000円（消費税別）印刷代1万まで価格に含む
他、規程料金を超える場合は、1枚 モノクロ4.5円 カラー25円を加算する。

第4条 乙は、賃貸物件を埼玉県鴻巣市大間798-3において使用する。

以下のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和5年4月30日

賃貸人（甲） 埼玉県桶川市南2-8-14-506
株式会社フォルテホールディングス
代表取締役 渡邊 純



賃借人（乙） 埼玉県鴻巣市大間798-3
金子ゆう太県政調査事務所
代表 金子 裕太



請 求 書

金子ゆう太県政調査事務所 様

請求日 2025年5月1日

株式会社 フォルテホールディングス

〒363-0015

埼玉県桶川市南2-8-14-506

TEL 070-2184-7318

担当 XXXXXXXXXX

ご請求内容		
複合機レンタル代	シャープMX-3140FN	¥15,000
※モノクロ1枚4.5円、カラー1枚25円 10,000円分まで印刷代無料		
モノクロ	前回76,773 今回77,513	3,330円
カラー	前回52,914 今回53,118	5,100円
3月3日～4月3日利用分		
小 計		¥15,000
消費税		¥1,500
合 計	税込	¥16,500

振込先

埼玉りそな銀行 桶川支店

普通 4672325

株式会社 フォルテホールディングス

備考

誠に勝手ながら、お振込手数料はご負担願います。

政務活動費 領収書等貼付用紙

1181

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 9 日	支出額	2,295 円
項目	事務費	充当額	1,836 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	政務事務所用コピー用紙 (B5-1 セット、A4-1 セット)		
備考	関根信明政務事務所 政務事務所用コピー用紙 (B5-1 セット、A4-1 セット)		

政務活動費 領収書等貼付用紙

1181

(2/2)

払込受領書 
(コンビニエンスストア等お支払用)

ゆうちょ銀行
郵便局でお支払いの場合左側の2枚だけをお出しください

払込人氏名
埼玉県議会自由民主党
議員団 関根信明

お問い合わせ番号
[REDACTED]

金額 ￥2295
内消費税等(208)

受取人
三井住友カード株式会社
アスクル担当販売店
株式会社ユース

受領印
コンビニエンスストア等収納用

21230
収入印紙貼付欄
25.5 9
日達受領印
ファミマート

①年
が訂正された場合は、
金額を訂正された場合は、
途(印

政務活動費 領収書等貼付用紙

1182

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 9 日	支出額	8,332 円
項目	事務費	充当額	7,498 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	電気料金等 2025 年 4 月分（使用期間 3 月 23 日～4 月 22 日）		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

1182

(2/2)

ゆうちょ銀行または郵便局でお支払いの場合は左側2票だけお出し下さい。

(A)電気料金等領収証

年月分	7 - 4
金額	8,332
うち消費税等相当額	757
お支払人氏名 カネコ ユウタ 様	
お客さま番号 [REDACTED]	
ご請求番号 21-00162-53211	

東京電力エナジーパートナー株式会社
お問い合わせ先
(カスタマーセンター)
0120-995-113

日 附 印
25.5.9 [REDACTED]

(お客さま控え)

365-0054

埼玉県鴻巣市大間798-3

A0A01A00371100000000

220349179163



東京電力エナジーパートナー株式会社

カネコ ユウタ 様

(登録事業者番号: T8010001166930)



お客さま番号



104-0033

東京都中央区新川2丁目20-15

お問い合わせ先 (カスタマーセンター)

0120-995-113

～おかけ間違いにお気をつけ下さい。～

電気料金等請求書
(Electric bills)

毎度ご利用いただきありがとうございます。令和 7年 4月分の電気料金を下記のとおりご請求させていただきます。

カネコ ユウタ 様

ご請求金額	8,332円
うち消費税等相当額	757円

ご使用場所	埼玉県鴻巣市大間798-3				
地区番号	24	(計量日: 23)	お客さま番号		ご請求番号 21-00162-53211
お支払期限日	令和 7年 5月26日	供給地点特定番号			
		次回ご請求予定日	令和 7年 5月28日		

○ご契約内容 契約種別 スタンダードS 使用期間 3月23日 ～ 4月22日
契約容量 主契約 50A

○ご使用実績 使用電力量 合計 226kWh
ご使用量の内訳は裏面をご確認ください。

ポイント残高0 (令和 7年 4月25日時点)
失効ポイント 4月末 0
 5月末 0



＜クレジットカードでのお支払いが便利です＞
左のQRコードを読み取っていただくと、7年 4月分と次回
請求以降の電気料金等をクレジットカードでお支払いできます。

お支払いの際は、このミシン目より切り取りご持参下さい。

お客さま番号
ご請求番号

21-00162-53211

電気料金等内訳書

記載されていない事項につきましては、ご契約中の契約種別に応じた約款によります。

料 金 項 目	単 価	kVA/kW/kWh/m	金 額 (円)	備 考
基本料金			1,558	料金確定日：令和 7 年 4 月 2 6 日
電力量料金			5,766	31日間
・ 1 段料金	29.80	120	3,576.00	
・ 2 段料金	36.40	106	3,858.40	
・ 燃料費調整額	-7.38	226	-1,667.88	
再エネ発電賦課金	3.49	226	788	
請求手数料			220	
合計 (10 % 対象)			8,332	うち消費税等相当額 757 円
ご請求金額			8,332	
				燃料費調整単価のお知らせ (1 kWh あたり、税込)
				4 月 (当月) 分 - 7.38 円
				5 月 (翌月) 分 - 6.19 円
				翌月分は当月分に比べ + 1.19 円
託送料金相当額	9.44	226	2,133	
うち賠償負担金相当額				
および廃炉円滑化負担金相当額	0.16	226	36.16	

- ご請求金額には国の軽減措置の値引き (令和 7 年 2 ～ 3 月分▲ 2.5 円 / kWh、4 月分▲ 1.3 円 / kWh) が含まれています。詳細は当社HPをご確認ください。
- 停電等、電気設備に関するお問い合わせはこちらまでご連絡ください。「0120-995-007」
- ご請求金額には、託送料金相当額が含まれております。託送料金相当額の目安は使用量 (kWh) に一般送配電事業者の託送料金平均単価を乗じて算定しております。
- 託送料金相当額について、くわしくはホームページをご確認ください。
- 再エネ発電賦課金単価は、令和 7 年 5 月分より、3.98 円 / kWh に変更となります。

電気・ガスのご使用状況をふまえ、契約内容をご確認ください。ご質問や変更のご希望等がございましたら、カスタマーセンターまでご連絡ください。

政務活動費 領収書等貼付用紙

1183

(1/3)

日付	令和 7 年 5 月 9 日	支出額	39,100 円
項目	事務費	充当額	35,190 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	レターパック（資料送付用）		
備考	6/4 埼玉県議会自民党議員団		

政務活動費 領収書等貼付用紙

1183

(2/3)

領収書

様

[販売]

レターパックライト (430円)

430円 30枚 ¥12,900

レターパックプラス (600円)

600円 10枚 ¥6,000

小計

¥18,900

課税計(10%)

¥0

(内消費税等(10%))

¥0

非課税計

¥18,900

合計

¥18,900

お預り クレジット

¥18,900



〒100-8792 日本郵便株式会社

東京都千代田区大手町2-3-1

登録番号 T1010001112577

取扱日時: 2025年 5月 9日 11:54

発行No. 250509J9461 端N00箱01

連絡先: 埼玉県庁内郵便局

TEL:048-822-5408

クレジット売上票

加盟店名 MERCHANT

ニッポノコビル

TEL 048-822-5408

端末番号 TERM No

71134-620-45572

ご利用日 DATE

2025/05/09 11:54:06

会員番号 ACCT #

***** IC

カード会社 CARDCOMPANY

JCB GROUP

承認番号 APP CODE

0701894

処理通番 TRAN No

0058946

取引内容	支払区分	取扱区分
売上	一括	110
TRAN TYPE	PMT TYPE	
伝票番号	有効期限	商品区分
01894	XX/XX	990
SLIP No	EXP DATE	COM CODE

合計金額

¥18,900

様

ARC 00 ATC 00015 No 00

AID A0000000651010

JCB

ご利用ありがとうございました

政務活動費 領収書等貼付用紙

1183

(3/3)

領収書	
埼玉県議会自由民主党議員団様	
[販売]	
レターパックライト (430円)	
430円 40枚	¥17,200
レターパックプラス (600円)	
600円 5枚	¥3,000

小 計	¥20,200

課税計(10%)	¥0
(内消費税等(10%))	¥0
非課税計	¥20,200

△計	¥20,200
合計	¥20,200
お預り PayPay	¥20,200

	
〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577 取扱日時：2025年 6月 4日 9:58 発行No. 250604J0539 端N00箱01 連絡先：埼玉県庁内郵便局 TEL:048-822-5408	

<QR決済> [支払票(売上)]	

加盟店名	
ニッポソウビソ	
TEL 048-822-5408	
伝票番号	11608
ブランド	PayPay
端末番号	71134-620-45572
加盟店取引番号	71134620455720011608
ご利用日	2025/06/04 09:58:45

金額	¥20,200
	お客様控え

政務活動費 領収書等貼付用紙

1184

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 9 日	支出額	7,780 円
項目	事務費	充当額	6,224 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	Creative Cloud Pro（2025 年 5 月 9 日～6 月 8 日）		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

1184

(2/2)



Adobe Systems Software Ireland Ltd
4-6 Belfield Park
Citywest Business Campus
Dublin 12
Ireland
適格請求書発行事業者登録番号13700150007275

オリジナル

請求情報

ご請求番号
発行日
支払い条件
注文書
ご注文番号
お客様
通貨

3096100739
2025年 5月 9日
クレジットカード
AD0030950013EDJP
[Redacted]
円

領収書送付先

[Redacted]

金子 裕太 様

領収書

品目詳細

サービス期間: 2025年 5月 9日 to 2025年 6月 8日

製品番号	製品説明	数量	単位	単価	小計	税率	税	金額
65261307	Creative Cloud Pro	1	EA	7,073	7,073	10.00%	707	7,780

領収書の合計

小計(円)
消費税 10.00%
JCT

7,073
707

合計金額(円)

7,780

備考欄:

請求先連絡先

eCommerce - ASIA (Japan C Cards)

ご注文いただき、誠にありがとうございます!

ページ 1 / 1

政務活動費 領収書等貼付用紙

1185

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 9 日	支出額	6,823 円
項目	事務費	充当額	6,140 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	政務活動事務所通信費・インターネット		
備考			

支払証明書あり

理由

クレジット明細のため

2025年6月10日 発行

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。
1回払いを除き、商品の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合や、役務の未提供などを理由にお支払いを止めることができる場合があります。

須賀 昭夫 様 ご利用分 [REDACTED] *、**** [REDACTED] (ゴールドポイントカードプラス)

25/05/09	ソフトバンク (B)	6,823	1	1	6,823
----------	------------	-------	---	---	-------

政務活動費 領収書等貼付用紙

1200

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 10 日	支出額	6,600 円
項目	事務費	充当額	3,300 円
細目	事務費	按分率	5/10
摘要	事務所用両面テープ代		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)

2025年 5月10日

綜合包裝用品販売 (有) 優美社
秋田市市中村町2-8-27 TEL 0494-22-2331
登録番号 T6030002121868

阿佐美健司県政事務所 様

商品名		数量	単位	単価	金額	備考
両面テープ紙 30×20		20	巻	300	6,000	
税抜金額	6,000	消費税10%	600	合計金額	¥6,600	

政務活動費 領収書等貼付用紙

1201

(1/1)

日付	令和 7 年 5 月 10 日	支出額	4,414 円
項目	事務費	充当額	2,207 円
細目	事務費	按分率	1/2
摘要	携帯電話代 5 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

〒332-0012
川口市本町1丁目6-10

永瀬 秀樹 様

電話料金等 ご利用料金証明書

電話番号等



年 月 分	ご 利 用 金 額	支 払 年 月 日	記 事
2025年 5月分	4,414円	2025年 5月10日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計	4,414円		

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
※2 本書は、一括請求回数単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2025年 5月20日

NTTファイナンス株式会社



〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

政務活動費 領収書等貼付用紙

1202

(1/4)

日付	令和 7 年 5 月 10 日	支出額	19,641 円	
項目	事務費	充当額	8,838 円	
細目	事務費	按分率	5/10	9/10
摘要	携帯電話使用料（R7 年 4 月分）			
備考				



入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
	普通		効形 マチ

入出金明細

照会範囲：2025年06月01日～2025年06月23日 照会件数：7件

2025年06月23日 18時15分56秒時点の情報です。

全件数：7件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2025年06月10日	19,641円		AU PAY カード	

政務活動費 領収書等貼付用紙

1202

(3/4)

au PAY ゴールドカードご利用明細書 au PAYカード

平素は当社カードをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用明細書をご案内申し上げます。

高橋 政雄 様

発行日 2025年 6月 3日
auフィナンシャルサービス株式会社
〒105-0003
東京都港区西新橋 2-3-1
関東財務局長（4）第 01503 号
※上記登録番号は閲覧日現在のものとなります

■お支払日：2025年 6月 10日

当月ご請求額	19,641 円
事前お支払額	0 円
内キャッシング	0 円
当月お支払 合計額	19,641 円

●お引落口座へのご入金、お支払日の前日（金融機関営業日）までに
お願いいたします。

■ご利用可能枠のご案内

カードご利用可能枠	- 万円
内 キャッシング	- 万円
内 リボ・分割払い	- 万円
カードローン	- 万円

■お支払い方法に関するご案内

クレジットカード番号	****-****-****-**** Visa
金融機関名	川口信用金庫
支店名	支店

●お客さま情報の保護徹底を図るため、クレジットカード番号の一部を
非表示とさせていただきます。

リボ払い（定額払い）のご案内	
返済方式	-
手数料率	-
返済コース	-

ご請求明細

ご利用区分	お支払後残高(円)	新規ご利用額(円)	残高(円)	ご請求金額(円)	内訳(円)			当月 お支払後残高(円)
					元金	手数料	可能枠超過額	
通常払い				19,641				
リボ払い								
分割払い								
ボーナス払い								

政務活動費 領収書等貼付用紙

1202

(4/4)

発行日 2025年 6月 3日

ご利用明細書		(1 / 1) 枚					
ご利用者	ご利用日	ご利用店名		ご利用金額(円)	摘要		
		海外ご利用店名／海外都市名			現地通貨	通貨名称	換算レート
大井 雄一	2025/05/10	***	通常払いご利用明細	***			
		a u	電話利用料	19,641	04月分		
		***	通常払いご利用合計	19,641	***		

●ご利用金額欄に“-”の表示がある場合は返品・取消などによる減額分です。合計欄に“-”の表示がある場合は、10日(10日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に当該金額をご指定の預金口座へお振込みいたします。

政務活動費 領収書等貼付用紙

1203

(1/1)

日付	令和 7 年 5 月 10 日	支出額	6,781 円
項目	事務費	充当額	6,102 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	電気代 4 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

【お問い合わせ先】
カスタマーセンター：0570-070-336
【受付時間】10:00～18:00
※年末年始は、非営業日

【発行元】
株式会社ストエネ
〒171-0014 東京都豊島区西池袋二丁目36番1号 INFINITY IKEBUKURO 3F

ご使用量のお知らせ

平素より、弊社サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
ご使用量(電気)を下記の通りご案内させていただきます。

供給地点特定番号		
----------	--	--

申込名義人		林 薫	
ご使用場所住所		埼玉県さいたま市南区別所3丁目 3-5 松本ビル201	

利用対象月	2025年04月分		
ご使用期間	03月11日 ~ 04月10日		
検針月日	04月11日		
ご使用量	149 kWh		
請求予定金額 (消費税相当額含む)	6,781円		

上記料金内訳	基本料金	772円20銭
	電力屋 1段料金	3,629円30銭
	再エネ発電促進賦課金	520円
	政府補助事業による値引き(電気)	-193円
	市場価格調整額	1,506円24銭
	容量拠出金反映額	347円

プラン名	くらしエナジーMプランB 30A
当月指示数	8532.7
前月指示数	8384.2
差引	148.5
計器乗率	1
振替予定日	ご契約のクレジットカード会社に準拠
次回検針予定日	

ストエネお客様ID	
※メーター交換などにより、指示数の差引が電力量と一致しない場合がございます。 ※メーターの交換や複数メーターがある場合は指示数が空欄となります。	

小売電気事業者名称 登録番号	株式会社ストエネ A0476
-------------------	-------------------

ご利用明細書

2025年05月15日発行

林 薫 様

キャッシング設定日 2005年03月30日
ご利用カード UCカードPRIZE
会員番号 ****-****-****-*

株式会社 クレディセゾン
東京都 豊島区 東池袋 3丁目 1番
1号
関東財務局長(14)第00085号

ご請求金額 [REDACTED]
お支払日 2025年06月05日

金融機関名 三菱UFJ銀行
支店名 [REDACTED]
科目・口座 普通 [REDACTED]
口座名義 林 薫

東京03(6893)8200
大阪06(7709)8555

口座へのご準備はお支払日の前日(金融機関営業日)までをお願いいたします。

永久不滅ポイント

本カードでの今回獲得ポイント :
内ボーナスポイント :

今回獲得した総ポイント :

今回締め切りまでに交換したポイント :
累計ポイント残高 :

「ご利用可能枠」のご案内

		ご利用可能枠	利率(実質年率)	お支払いコース・回数など
ショッピング		[REDACTED]	-	
内枠	分割払い		10.25%~12.75%	3・5・6・10・12・15・18・20・24回払い ポーナス併用払い可(1月・8月)
	リボ		15.000%	定額 1万円
キャッシング		[REDACTED]	-	
内枠	1回払い		18.000%	毎月10日締 翌月5日一括払い
	リボ		15.000%	元金定額返済 毎月元金20千円

ご利用区分		ご利用日		ご利用者区分		ご利用店		ポイント 今回 回数 対象		ご利用金額		今回の お支払い金額		現地通貨額 手数料・利息等		備考 通貨略称 換算レート (円)	
1回払い	2025	05	10	0	ストエネ			*			6781			6781			

政務活動費 領収書等貼付用紙

1204

(1/1)

日付	令和 7 年 5 月 10 日	支出額	18,008 円
項目	事務費	充当額	14,406 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	携帯電話使用料		
備考			

支払証明書あり

理由

クレジットカード支払い



〒332-0021
川口市西川口6丁目4-13-101

立石 泰広 様



025063201051177975

発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-333-0500
受付時間 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)
〒170 豊島区東池袋3-16-3
-0013 アーバンネット池袋ビル

8515A01040001-000050

電話料金等 ご利用料金証明書

電話番号等

年 月 分	ご 利 用 金 額	支 払 年 月 日	記 事
2025年 5月分	18,008円	2025年 6月10日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
合計	18,008円		

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2025年 6月20日

NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

政務活動費 領収書等貼付用紙

1205

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 10 日	支出額	320 円
項目	事務費	充当額	320 円
細目	事務費	按分率	
摘要	資料送付代		
備考	・ 埼玉県議会自由民主党議員団		

セブン-イレブン
春日部南2丁目店
埼玉県春日部市南2丁目3-34

電話：048-733-5583

レジ#1

事業者登録番号T9810646001773

2025年05月10日(土) 11:19 責001

領 収 書

300円切手

300非

10円切手

@10x 2

20非

小 計 (非課税)

¥320

合 計

¥320

お 預 り

¥320

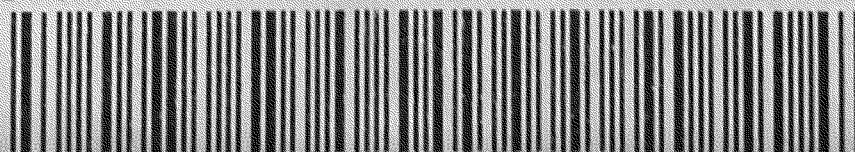
お 釣

¥0

お買上明細は上記のとおりです。

伝票番号

250-510-195-4286



政務活動費 領収書等貼付用紙

1217

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 11 日	支出額	1,218 円
項目	事務費	充当額	1,096 円
細目	事務費	按分率	90/100
摘要	茶菓子		
備考	柿沼貴志		

支払証明書あり

理由

政務活動費 領収書等貼付用紙

1217

(2/2)



行田谷郷店
TEL 048-555-1145
<令頁 4又 言正>

2025年05月11日(日)13:28
店:0006013 レジNo:0002

※亀田の柿の種6袋詰 特 ¥1,128
(@188 × 6個)

小計	6点	¥1,128
8%税抜対象額		¥1,128
8%税額		¥90
合計		¥1,218
PayPay		¥1,218

V会員番号 : *****
利用可能ポイント :
今回ポイント合計 : 5P
(基本ポイント : 5P)
Vマネー残高 : ¥-

WAON会員番号 : *****
ポイント対象金額 : ¥1,128
今回ポイント合計 : 11P
(基本ポイント : 11P)
累計ポイント :
(26年01月末日迄有効:)
※印は軽減税率対象商品です。

本日獲得されたVポイントは2~3日目以降に反映されます。

本日獲得されたWAON POINTは即時反映されます。

取引ID
2248520250511132814060130021417
ウエルシア薬局株式会社
登録番号: T3030001002411


レジNo:4880
責: